

令和9年度施設入所審査基準表 児童名

① 区 分 (1)～(10)のいずれか)		父の状況			母の状況		
		基本点	加算点数		基本点	加算点数	
(1) 就労	月160h以上	24			24		
	月140h～160h未満	23			23		
	月120h～140h未満	21			21		
	月100h～120h未満	19			19		
	月80h～100h未満	17			17		
	月48h～80h未満	15			15		
内職		15			15		
(2)求職中・起業準備		10	開業届あり	5	10	開業届あり	5
(3)出産予定					24		
(4)疾病		10	入院	17	10	入院	17
			常時病臥	13		常時病臥	13
			上記以外	10		上記以外	10
(5) 障害	身体障害	10	1・2級	13	10	1・2級	13
			3級	10		3級	10
			上記以外	6		上記以外	6
	精神障害	10	1級	13	10	1級	13
			2級	10		2級	10
			3級	6		3級	6
	知的障害	10	Aマル・A・B	13	10	Aマル・A・B	13
			C	10		C	10
(6)看護		5	常時病臥の親族を看護	10	5	常時病臥の親族を看護	10
			通所・通院の付き添い週5日以上	10		通所・通院の付き添い週5日以上	10
			同週4日	8		同週4日	8
			上記以外	4		上記以外	4
(7)介護		5	要介護3～5	10	5	要介護3～5	10
			要介護2	8		要介護2	8
			要介護1	5		要介護1	5
週3日以上介護保険サービス利用あり		9			9		
(8)就学		24			24		
(9)災害復旧		40			40		
(10)市長が定めるとき		40			40		

※就労とは、月48時間以上の勤務で、金銭が発生しているものに限る。
※就労予定の者は「就労」として採点する。

同一点数世帯の優先順位	
1	災害復旧
2	父子・母子世帯
3	新規申請＞転園申請
4	同世帯に障害者がいる世帯（要手帳の写し）
5	きょうだいが保育施設利用中（新2号を含む）
6	きょうだいが同施設を利用中（1～3号認定のみ）
7	未就学児の人数が多い世帯
8	未就学児を含み きょうだいの人数が多い世帯
9	入所審査基準表「①区分」の点が高い世帯
10	「①区分」(4)・(5)＞(6)・(7)＞(1)※・(8)＞(2)・(3)
11	直近の市民税所得割額の低い世帯（保育料判定基準で判定）
12	上記同額の場合、世帯収入の低い世帯

※優先順位は「育児休業延長の許可に関する申出」があった場合でも適用します。
※就労同点の場合は、就労中＞育休復職予定とします。

月申請から							
採点表	①	②	③	④	⑤	⑥	合計

園のみ

月申請から							
採点表	①	②	③	④	⑤	⑥	合計

園のみ

②申請児童の保育の状況（(1)～(2)のいずれか）	
(1) 施設	保育所（園）・認定こども園（2・3号）・地域型施設を利用中 0
	認定こども園（1号）・幼稚園・認可外保育施設・ベビーシッター等を利用中 3
(2) 施設以外	保護者が保育（同伴就労含む） 3
	祖父母・その他親族が保育 1
	知人が保育 1

③申請児童の状況（(1)～(2)のいずれか）	
(1) 転園	きょうだいの同一園希望の場合 3
	上記以外 0
(2)入所希望（継続を含む）	
3	

④申請児童と同居している きょうだいの状況（A・B合計）	
A 障害児（要手帳の写し）	
1	
B 学児未就	保育施設（※2）・幼稚園・認可外保育施設・ベビーシッター等を利用中 1

※1 児童の人数を倍にせず項目ごとに加算。
※2 入所希望園と入所している園が同一でない場合を含む。

⑤その他加算（各項目合算）	
産前産後休暇中・育児休業中（明け）	
1	
父方祖父	同居（65歳以上又は保育できない理由あり）・別居・不存在 1
父方祖母	同居（65歳以上又は保育できない理由あり）・別居・不存在 1
母方祖父	同居（65歳以上又は保育できない理由あり）・別居・不存在 1
母方祖母	同居（65歳以上又は保育できない理由あり）・別居・不存在 1
多胎児同時新規申請（きょうだい同時新規とは重複せず）	
5	
きょうだい同時新規申請 ※2	
1	
児童福祉法第26条第1項第5号通知による保護	
50	
生活保護等受給世帯・里親	
1	
離婚前提別居中・単身赴任	新規・転園（きょうだい同一園希望） 30
	転園（上記以外） 25
地域型施設に入所していた児童の卒園による申請	連携施設 50
	連携施設以外 40
保護者が市内の保育施設に在勤・在勤予定	
14	
DV	
10	
障害児（申請児童、要手帳の写し）	
1	
ひとりの親家庭	新規申請 40
	きょうだい同一園希望 40
	上記以外 30
その他市長が定めるとき	
※3	

※1 該当箇所はすべて選択する。
※2 きょうだい同時新規申請には、地域型卒園による申請の場合は含まれない。
※3 その他市長が加点を必要と認めた場合の点。

⑥その他減点（各項目合算）	
育児休業延長の許可に関する申出	
-60	
保育料又は給食費滞納者	
-15	
市外在住者（転入に関する誓約書等提出者及び⑤保護者が市内の保育施設に在勤・在勤予定加算対象者を除く）	勤務地が保護者の一方又は両方が市内である -20
	勤務地が保護者両方とも市外（求職中、就労先未定場合含む） -30
入所決定後に辞退したことがある（令和9年度内の辞退に限る、理由を問わない）	
-10	

※1 転入予定の場合、「転入に関する誓約書」のほか、熊谷市内の住居の賃貸借契約書、売買契約書等、転入の日付が明確にわかるものの写しの提出が必要。土地の売買契約書のみ場合は、転入予定とは認めない。
※2 既に熊谷市内にある住居（祖父母宅等）に転入予定である場合は、熊谷市内の住居の世帯主による「同居予定申立書」が必要。